

経営者のための やさしい企業年金教室

2024年2月9日

49 時限目：従業員の運用資産を保全する仕組み

2024年1月、国は「資産所得倍増プラン」の中核施策として、投資枠や非課税保有期間を拡充させ、より利便性を高めた「新NISA制度」をスタートさせました。今後は、企業型確定拠出年金（企業型DC）と同時に新NISA制度を活用しながら、資産形成を行うことを検討する従業員が増えてくることが予想されます。その中で、例えば、企業型DCと従業員自身が選択したNISA口座の資産管理機関（信託銀行）が同じであった場合等、一金融機関に運用資産が集中する可能性があります。また、積立から将来の取り崩しまで長期間に及ぶことから資産管理機関の破綻リスクを懸念される方もおられることでしょう。

今回は、企業型DC等、従業員の運用資産がどのように保全されているのか、まとめてみました。

■運用資産を保全する制度

（1）元本確保型商品：預金、保険

①預金：預入金融機関が万一破綻した場合に、当該金融機関の信用リスクを預金者が被るおそれがあることから、これを回避するために預金保険制度が設けられています。預金保険機構

が一金融機関ごとに、預金者一人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等を保護する制度です。

②保険：生命保険は生命保険契約者保護機構が保険金、返戻金の9割、損保は損害保険契約者保護機構が責任準備金等の9割をそれぞれ補償します。

（2）元本変動型商品：投資信託

投資信託の場合、預金保険制度等に類する制度はありませんが、信託法上の分別管理義務（信託法第34条）を通じて信託財産が保全される仕組みが用意されています。なお、分別管理に限度額はありません。

資産管理機関である信託銀行（信託財産の受託者）は、信託財産に属する財産と受託者の固有財産や他の信託財産に属する財産とを分別管理する義務（信託法第34条）を負っています。従って、信託銀行固有の資産と信託財産が混同するリスクがなく、投資家は預金者等のように信託銀行の信用リスクを被るおそれはありません。従って、信託銀行が万一破綻しても、投資信託の信託財産が銀行の負債の弁済に充てられたり、差押えられたりすることはありません。

